

大規模イベント等におけるCLT活用促進事業における CLT活用推進パートナーの募集について

公示

大規模イベント等におけるCLT活用促進事業のCLT活用推進パートナーを公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い応募してください。

記

1. 事業の趣旨

内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省をはじめとする「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」は、地方創生や国土強靱化、地球温暖化対策の推進等の推進等に資するCLTの活用の促進に向けた施策を推進しているところであり、令和3年3月に「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において決定された「CLTの普及に向けた新ロードマップ」においても、CLTの普及促進等が重要な施策の一つと位置付けられているところです。

こうした状況のなか、国内外から多くの方々の来訪が期待され、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント等（2025年に開催される「2025年日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」といいます。）を想定。）、においてCLTの活用を促進することは、CLTの認知度の向上・普及促進等に大きく資するものと考えられます。

2. 事業の概要

内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省は、2025年大阪・関西万博日本館におけるCLT活用を通じたCLTの魅力のPR等を行う事業者を募集します。

詳細は大規模イベント等におけるCLT活用促進事業CLT活用推進パートナー募集要項（以下「募集要項」といいます。）を御参照ください。

【参考】

- ・大規模イベント等におけるCLT活用推進事業実施要領
- ・募集要項
- ・様式1
- ・様式2
- ・様式3

3. 応募資格及び応募方法

募集要項をご参照ください。

4. 選定方法

募集要項に基づき、提出された企画提案書等について書類審査を行い、CLT活用推進パートナーを選定します。

5. 企画提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は無効とします。

6. 公示に関する期限、提出場所等

公示に関する各期限等については以下のとおりとします。

事項・提出物	提出期限・開催日	送付先・提出場所等
公示の期間及び条件の提示	令和3年4月13日（火曜日）から 令和3年5月6日（木曜日） 10時から17時（12から13時を除く。）	〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1 内閣府本府5階518号室 内閣官房副長官補室
質問書	令和3年4月19日（月曜日） 17時必着	
企画提案書	令和3年5月6日（木曜日） 17時必着	

7. その他

本公示に記載なき事項は、募集要項によります。

令和3年4月13日

内閣官房内閣審議官 長谷川貴彦
林野庁長官 本郷浩二
国土交通省住宅局長 和田信貴
環境省地球環境局長 小野洋

お問合せ先

【連絡先】内閣官房副長官補室

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL. 03-3581-2029（直通）

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業実施要領

CLTの利用拡大を図るため、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント等におけるCLT活用を通じたCLTの魅力のPR等を目指し、内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省（以下「関係省庁」という。）並びに第一条に基づき選定されたCLT活用推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）は、本実施要領に基づき「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

（推進パートナーの選定）

第一条 関係省庁は、本事業の推進パートナーを募集し、別途定める募集要項に規定する要件を満たす応募者の中から、共同で設置する「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー選定審査委員会」における審査を経て推進パートナーを選定する。

（推進パートナーへの通知）

第二条 関係省庁は、応募者の中から推進パートナーを選定した際には、その旨を応募者に通知する。

（推進パートナーの地位の喪失）

第三条 関係省庁は、第一条により推進パートナーとして選定した者が、推進パートナーとしての要件を満たさなくなった等の理由により、推進パートナーを継続することが不相当と判断した場合は、その旨を通知し、通知を受けた推進パートナーは推進パートナーとしての地位を失う。

（施設管理者への申し入れ）

第四条 関係省庁及び推進パートナーは、大規模イベント等における施設管理者（以下、「施設管理者」という。）に対して、本事業によるCLTパネルの無償貸与等が可能である旨申し入れる。

（CLTパネルの貸与等）

第五条 推進パートナーは、あらかじめ施設管理者と調整・合意した条件に基づき、CLTパネルを確保し、加工されたCLTパネルを広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント会場等に搬入して引き渡す。

2 前項による引渡しを以て貸与が成立し、貸与に係る対価は無償とする。

(CLTパネルの返還等)

第六条 推進パートナーは、あらかじめ施設管理者と調整・合意した条件に基づき、解体されたCLTパネルの返還を受け、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント会場等から搬出する。

(CLTパネルの再利用)

第七条 推進パートナーは、CLTの魅力のPR、地球温暖化対策の推進等の観点から、推進パートナーが定めるCLTの再利用計画に基づき、返還されたCLTパネルを再利用する。その際、可能な限り建築資材としての活用を図る。

(林野庁、国土交通省及び環境省による支援)

第八条 林野庁、国土交通省及び環境省は、推進パートナーが行う第五条から第七条までの取組の実施に際して、別添に掲げる事業も踏まえつつ、各年度の予算の範囲内で必要な支援を行うよう努める。

(関係省庁によるサポート)

第九条 関係省庁は、推進パートナーが第五条から第七条までの取組を進めるにあたって、技術的助言その他の必要なサポートを行う。

(その他)

第十条 関係省庁及び推進パートナーは、不測の事態により、第五条に規定する貸与が困難になった場合には、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント等における施設等の整備に及ぼす影響を最小限のものとするため、協力して必要な措置を講じる。

第十一条 その他不測の事態が発生した場合には、関係省庁及び推進パートナーは、施設管理者の意向等も踏まえつつ、本事業の進め方について協議するものとする。

別添

令和3年度予算案の中で推進パートナーの取組が補助対象となり得る事業の例
(第八条関係)

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
先駆性・普及性のある CLT 活用	CLT を活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成：3/10 以内 (特に普及性や先駆性が高いもの：1/2 以内)	農林水産省 林野庁	木材産業課木材製品技術室 03-6744-2294
先導的な木造建築の普及	環境・ストック活用推進事業 (普及・広報事業)	地方公共団体、民間等	普及・広報に必要な費用以内	国土交通省 住宅局	住宅生産課木造住宅振興室 03-5253-8512
省 CO ₂ 建築物 (ZEB 等)	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	地方公共団体、民間等	設計費、工事費、設備費の最大 2/3 ※ CLT を活用した ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready を審査時に優先採択	環境省 地球環境局	地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 03-5521-8355

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業 CLT活用推進パートナー募集要項

1 趣旨

内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省をはじめとする「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」は、地方創生や国土強靱化、地球温暖化対策の推進等の推進等に資するCLTの活用の促進に向けた施策を推進しているところであり、平成29年1月に「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において決定された「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」においても、CLTの普及促進等が重要な施策の一つと位置付けられているところである。

こうした状況のなか、国内外から多くの方々の来訪が期待され、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント等（2025年に開催される「2025年日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」という。）を想定。）においてCLTの活用を促進することは、CLTの認知度の向上・普及促進等に大きく資するものと考えられる。

このため、今般、内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省（以下「関係省庁」という。）は、2025年大阪・関西万博日本館[※]（以下「日本館」という。）におけるCLT活用を通じたCLTの魅力のPR等を目指し、「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業実施要領」にもとづく事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、本事業の推進に当たっての「CLT活用推進パートナー」（以下「推進パートナー」という。）を選定するため、以下の要領で推進パートナーの募集を行う。

※<https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/OsakaKansai-JapanPavilion.html>

2 事業概要

（1）事業の目的

関係省庁と推進パートナーが連携し、大阪・関西万博に経済産業省が出展する日本館の建築資材に、環境負荷低減に資するCLTパネルの活用を促進し、活用後は再利用・リサイクルを行うとともに、地域材を活用したCLT及びこれらの取組をアピールすることで、CLTの普及促進を図ることを目的とする。

（2）事業の実施内容等

① 推進パートナーの実施する事項

日本館にCLTの活用を促進し、同館の建築資材として必要とされるJAS規格に適合したCLTパネルを確保し、加工されたCLTパネルを施設管理者である経済産業省に無償で貸与する。また、大阪・関西万博

の開催趣旨に鑑み、万博終了により返還されたC L Tパネルの再利用計画を策定し、再利用を行う（別紙1参照）。その際、可能な限り建築資材としての活用を検討する。

② 関係省庁の実施する事項

日本館を出展する経済産業省などの関係政府機関に対してC L Tの活用を要請するとともに、大阪府、大阪市及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会等との調整等を行う。また、推進パートナーの選定を行う。

推進パートナーの取組の実施に際して、別紙2に掲げる事業も踏まえつつ、各年度の予算の範囲内で必要な支援を行うとともに、技術的助言その他の必要なサポートを行う。

(3) 想定スケジュール

2021年5月中旬	推進パートナーの選定
2023年秋頃～2025年秋頃	無償貸与の実施
2025年11月頃	C L Tパネルの搬出・再利用

3 応募者の要件

推進パートナーは、以下の要件をすべて満たす応募者のうちから、推進パートナーとして最も適切と考えられる民間団体等を一者選定するものとする。

なお、民間事業者（民間事業者による団体を含む。）と地方公共団体（地方公共団体による任意団体含む）が二者以上で共同し、連名で応募することができるが、この場合はあらかじめ代表者を選任しておくこととする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 「二者以上で共同」する場合は、その代表となる者又は団体（以下「代表者」という。）と同事業に参加する他者（又は他団体）（以下「参加団体」という。）との関係が確認できる取り決め等を結んでいること。
- ③ 日本館の建築に必要な規格及び相当量のC L Tパネルを日本館の建築に合わせて確保し、加工されたC L Tパネルを大阪・関西万博会場（日本館建築場所）へ搬入できること。
- ④ 日本館の建築から解体までの一定期間、上記③によるC L Tパネルを無償で貸与できること。
- ⑤ 大阪・関西万博の終了により返却されるC L Tパネルの再利用計画を策定し、実施できること。
- ⑥ 本事業における推進パートナーの役割を的確に遂行するために、必要な知見・能力を有し、かつ、遂行に必要な組織、人員を有していること。

- ⑦ 公正及び中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑧ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ⑨ 本事業に関連する経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 本応募に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式1）を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、虚偽の誓約をし、又は誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、各国立大学法人、各独立行政法人、国立研究開発法人、大学共同利用機関法人又は各地方公共団体の公的機関には適用しない。

5 説明会の開催等について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は開催しない。

6 応募方法等

(1) 提出様式

企画提案書は「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集に係る企画提案書」（様式2）とし、用紙サイズはA4縦版、横書きとする。

(2) 提出方法

以下の電子メール及び郵送等の両方により提出する。電子メールのみ又は郵送のみの応募は、申請と認めない。なお、原則として、受付期間後の応募は受け付けないが、大規模災害等により、期日までの応募が困難な場合は別途相談に応じる。

① 電子メール

- ・企画提案書をWordファイルにて作成し、メールにファイルを添付の上、下記の「問合せ先」宛に送信すること。
- ・メールの件名は、「【提出】CLT活用推進パートナー募集に係る企画提案書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

② 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

- ・封筒に「CLT活用推進パートナー募集に係る企画提案書在中」と朱書きのうえ、送付すること（当日消印有効）。

③ 質問

本募集要項等に対する質問がある場合は、質問書（様式3）により、下記の問合せ先まで電子メールで送付することができる（受付期間は2021年4月13日から2021年4月19日まで）。

④ その他

- ・団体等の長が申請者となること。
- ・寄附行為、定款又は会則等団体等の根拠を示す資料、役員名簿等、事業報告書、収支決算書、その他の団体等の概要（国、地方公共団体の機関等である場合は不要）に関する書類を1部添付すること。
- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。提出された企画提案書等については返却しない。
- ・事業の再募集を行う場合、先の募集にて不採択になった事業についても内容を加筆修正等の上、再応募することを可能とする。

(3) 提出部数

郵送等により送付の際は、紙媒体で正本1部、副本19部を提出すること。

(4) 提出先及び提出期限

- ・提出期限：2021年5月6日（木曜日）17時必着
- ・提出先：下記「問合せ先」に示す場所

7. 審査方法等

審査は、事業趣旨に合致し目的達成の見込みがある者について、関係省庁により構成される「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において必要に応じ有識者の意見を聴取し、審査を行う。審査結果については応募者に対し書面にて通知する。

- (1) 提出された申請書を踏まえ、審査委員会において、推進パートナーを選定する。審査委員会が必要と認める場合、応募者に対して追加資料の提供や審査委員会への出席・説明等を求める場合がある。
- (2) 関係省庁は、選定された者に対して推進パートナーとして選定された旨の通知を行う（様式4）。
- (3) 審査委員会での意見を踏まえ、内閣官房副長官補室より事業内容の確認又は修正を求める場合がある。

8. 募集スケジュール

2021年4月13日	募集開始
2021年5月6日	募集締切
2021年5月31日	事業計画書の提出

【問合せ先】

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府5階518号室

内閣官房副長官補室

担当：福島、長澤

電話番号 03-5253-2111（内線：82507）

メール：jun.fukushima.x2w@cas.go.jp, takaaki.nagasawa.i9b@cas.go.jp

<別紙・様式>

（別紙1）推進パートナーの実施する事項

（別紙2）令和3年度予算案の中で推進パートナーの取組が補助対象となり得る事業の例

（様式1）誓約書

（様式2）企画提案書

（様式3）質問書

（様式4）選定通知書

別紙1 推進パートナーの実施する事項

1 概要

推進パートナーは、2025年大阪・関西万博日本館*（以下「日本館」という。）の整備にあたり、あらかじめ日本館の施設管理者である経済産業省（以下単に「施設管理者」という。）及び関係省庁と調整・合意した条件のもと、施設管理者に無償でJAS規格に適合したCLTパネルの貸与を行う。なお、本事業で活用するCLTパネルの生産時には資源を最大限有効活用できるよう、ラミナを製造する際の歩留まりの向上などに努めること。

また、返還されたCLTパネルの再利用計画を策定し、再利用を行う。その際、可能な限り建築資材としての活用を図る。

※<https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/OsakaKansai-JapanPavilion.html>

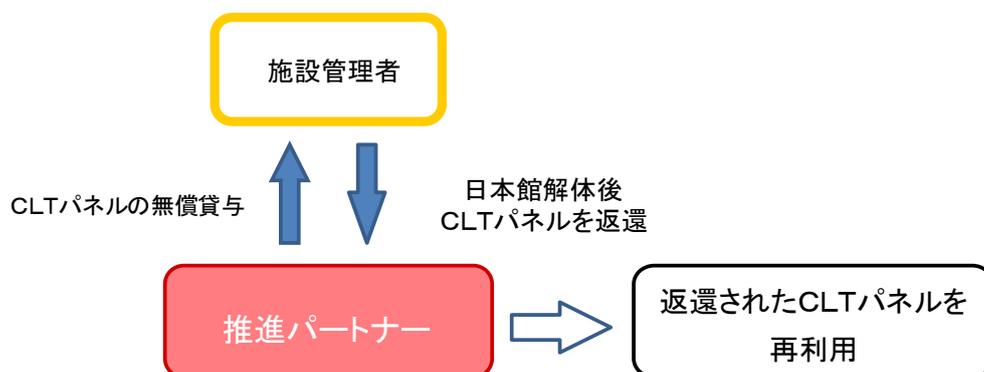


図 事業スキームの概念図

2 取組の詳細

(1) 申し入れ

推進パートナーは、関係省庁と共同で、2025年大阪・関西万博日本館の整備について、本事業によるCLTパネルの無償貸与等が可能である旨の申し入れを施設管理者に対して行う（2021年5月中旬）。

(2) CLTパネルの無償貸与

① CLTパネルの確保、加工、搬入

推進パートナーは、あらかじめ施設管理者と調整・合意した条件に基づき、CLTパネルを確保し、加工されたCLTパネルを大阪・関西万博会場（日本館建設現場等）に搬入して引き渡す。

② 解体されたCLTパネルの搬出

推進パートナーは、あらかじめ施設管理者と調整・合意した条件に基づき、解体されたCLTパネルの返還を受け、建設現場等から搬出する。

③ CLTパネルの引渡しから返還・受領までの間は、施設管理者に対して無償で貸与する。

(3) 解体・返還されたCLTパネルの再利用

推進パートナーは、大阪・関西万博の開催趣旨及びCLTの魅力のPR、地球温暖化対策の推進等の観点から、解体後に返還されたCLTパネルを再利用する。その際、可能な限り建築資材としての活用を図る。

3 事業スケジュール（予定）

2021年5月中旬	推進パートナーの選定	
2021年秋頃～2022年度末	設計	
2023年秋頃	CLTパネルの引渡し	CLTパネルの 無償貸与
2023年夏頃～2024年度末	日本館建設工事	
2025年4月13日～2025年10月13日	大阪・関西万博の開催 期間	
2025年10月14日以降	日本館の解体	
2025年11月頃	CLTパネル返還・受領	
2025年12月以降	CLTパネルの再利用	

別紙2 令和3年度予算案の中で推進パートナーの取組が対象となり得る事業の例

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
先駆性・普及性のある CLT 活用	CLT を活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成：3/10 以内 (特に普及性や先駆性が高いもの：1/2 以内)	農林水産省 林野庁	木材産業課木材製品技術室 03-6744-2294
先導的な木造建築の普及	環境・ストック活用推進事業 (普及・広報事業)	地方公共団体、民間等	普及・広報に必要な費用以内	国土交通省 住宅局	住宅生産課木造住宅振興室 03-5253-8512
省 CO ₂ 建築物 (ZEB 等)	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	地方公共団体、民間等	設計費、工事費、設備費の最大 2/3 ※ CLT を活用した ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready を審査時に優先採択	環境省 地球環境局	地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 03-5521-8355

様式 1 誓約書

令和 年 月 日

内閣官房内閣審議官 殿
林野庁長官 殿
国土交通省住宅局長 殿
環境省地球環境局長 殿

【応募者】

(申請者) 住 所 :
会社名等 :
代表者名 :
印

(共同申請者) 住 所 :
会社名等 :
代表者名 :
印

私は、「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業」の提案申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集要項（以下「要項」という。）に規定する応募者の要件を満たし、提案内容については、要項に規定する実施内容に適合しています。
2. 私は、以下に示す者ではありません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

3. 私の提案が採択された場合には、現時点で予測不能な事情が発生し、かつ解決に向けて誠実に対応した結果真にやむを得ない場合を除き、承認された事業の内容に沿って誠実に事業を実施します。

4. 私が企画提案書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

様式2 企画提案書

令和 年 月 日

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業 CLT活用推進パートナー募集に係る企画提案書

内閣官房内閣審議官 殿
林野庁長官 殿
国土交通省住宅局長 殿
環境省地球環境局長 殿

提案者 (組織名・役職) ○○
(氏名) ○○

「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集要項」に基づき、別紙の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 提案者の概要
- 2 事業概要
- 3 同種事業の経験・実績等

担当者 所属	
氏名	
電話	
メールアドレス	

1 提案者の概要

団体等の名称		設立年月日	
代表者		資本金	
職員数			
所在地	住所	〒	
	TEL		E-mail <small>(補助事業担当者のもの)</small>
主な業務内容			
本事業の 実施体制	専門的技術者の配置	資格名	
		有資格者数	
	事業担当予定者名		
	経理担当者の配置	経理担当者	
経理規程等の有無			
直近3年間分の財務データ			
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	自己資本 (千円)
年度			
年度			
年度			

(※1) 事業担当予定者名は、事業担当予定者全てを記入するとともに、責任者を明記してください。

(※2) 事業担当予定者数が、企画提案書を提出する際に未確定の場合には、他〇名と記入してください。

2 事業概要

(1) 事業計画
<ul style="list-style-type: none">・事業実施期間全体に係る計画を記載してください。(事業の目的達成のための手法等を併せて記載)・事業計画に併せて、再利用の計画について、具体的に記述ください。
(2) 事業効果 (事業実施によって得られる効果を記載)
上記、事業計画を達成するとどの様な効果が得られるのか具体的かつ、可能な限り定量的に記述ください。

3 同種事業の経験・実績等

事業の名称	
実施年度	
応募先機関	
助成の金額	
事業の内容	
事業の成果	

以下、適宜追加してください。

様式3 質問書

令和 年 月 日

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業 CLT活用推進パートナー質問書

「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業」について、下記のとおり質問します。

民間事業者等名	
担当者 所属	
氏名	
電話	
メール	

質問事項	
質問内容	

<注意事項>

- 本質問書を、「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集要項」に従い、2021年4月19日までに電子メールにて送付してください。なお、件名は「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業質問書（民間事業者等名）」としてください。
- 質問事項は、どの項目に関する質問かわかるように、募集要項の項目番号、ページ等を記載してください。
- 質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。
- 質問の回答は、個別に回答いたします。なお、意見の表明と解されるものについては回答しません。

様式4 選定通知書

令和 年 月 日

(組織・役職)

〇〇〇〇殿

内閣官房内閣審議官
林野庁長官
国土交通省住宅局長
環境省地球環境局長

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業
CLT活用推進パートナー選定審査結果通知書

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業について、CLT活用推進パートナー選定審査委員会において厳正に審査した結果、本事業のCLT活用推進パートナーとして選定することとしましたので、通知いたします。

なお、推進パートナーとしての実施事項及び責務等については別添のとおりとなりますので、遵守の上、適切に取り組まれることを申し添えます。

また、別添第2に記載された内閣官房が指定する期日は5月31日と定められたので通知します。

(別添)

推進パートナーとしての実施事項及び責務等について

第1 事業内容

推進パートナーは、本事業におけるCLT活用推進パートナーの募集で提案した企画提案に基づき、本結果通知後、経済産業省及び国土交通省（以下「施設管理者等」という。）との調整及び内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省（以下「関係省庁」という。）との協議等を経て確定する以下の事項を実施するものとする。

- (1) 2025 大阪・関西万博日本館（以下「日本館」という。）の建築において、施設管理者等から提示される規格及び相当量のCLTパネルを確保
- (2) 日本館の建築に合わせて、加工されたCLTパネルを建築現場へ搬入
- (3) 日本館の建築において使用されるCLTパネルを経済産業省に対して無償で貸与
- (4) 大阪・関西万博の終了によって返却されるCLTパネルの再利用に係る計画の策定及び計画実施に向けた調整
- (5) 大阪・関西万博の終了によって解体された日本館で使用したCLTパネルの返却による回収及び搬出
- (6) CLTパネルの再利用計画の実施

第2 事業計画の策定

推進パートナーは、事業実施において、「事業計画書」を事前に作成し、内閣官房が指定する期日までに提出するものとする。

- (1) CLTパネルの提供計画
 - ① ラミナの調達
 - ② CLTパネルの製造
 - ③ 大阪・関西万博会場へのCLTパネルの搬入
 - ④ 工程表
- (2) CLTパネルの再利用計画
 - ① 方針
 - ② 大阪・関西万博会場からのCLTパネルの搬出・保管及び再利用先への搬入
 - ③ 利用先における利用用途
- (3) 事務等
 - ① 事業実施体制、推進パートナー間における役割分担等

第3 安全対策及び事故等への対応

- (1) 推進パートナーは、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により関係省庁に報告しなければ

ならない。

- (2) 本事業の実施中に天災及び事故等が発生した場合、推進パートナーは、事業実施中、CLTパネルの貸与期間を除き、当該被害及び事故等発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに安全を確保するとともに、被害及び事故等拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を関係省庁に報告し、指示に従うものとする。
- (3) 関係省庁は、天災及び事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、推進パートナーに対し、事業の一部又は全部の停止を指示することができる。

第4 第三者への損害

推進パートナーは、事業の実施にともない、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、推進パートナーの責任において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第5 事業内容の変更、中止等

- (1) 推進パートナーは、社会情勢、経済情勢の変化又はその他の事由により、第2で定める事業計画書に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合は、相当の期間を設けて関係省庁と協議を行ったうえで、事前に書面により関係省庁に申請し、関係省庁の承諾を得て、事業の内容を変更又は一時中止することができる。
- (2) 関係省庁は、社会情勢、経済情勢の変化又はその他の事由により、第2に定める事業計画に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、推進パートナーと協議の上、変更を求めることができる。
- (3) 関係省庁は、推進パートナーが本事項又はその他関係法令等に違反するなど、第2に定める事業計画に基づく事業の実施内容を変更する必要があると認める場合、事業計画の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

第6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等

- (1) 推進パートナーは、本事業の実施に当たり、暴力団の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに関係省庁に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- (2) 推進パートナーは、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに関係省庁に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- (3) 推進パートナーは、前2項の規定により報告を受けた関係省庁の調査及び警察の捜査に協力しなければならない。

第7 関係省庁による推進パートナーの解除等

(1) 関係省庁は、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、推進パートナーの地位を解除することができる。

- ① 推進パートナーが、本協定又はその他関係法令等に違反する行為があった場合
- ② 推進パートナーが、本事業の目的から逸脱し、関係省庁からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- ③ 推進パートナーの都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- ④ 事業継続に支障があると判断される場合
- ⑤ 推進パートナーが、監督官庁により営業停止等の行政処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- ⑥ 推進パートナーが、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合

(2) 推進パートナーは、前項の規定により推進パートナーの地位を解除されたことによる、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

第8 届出

推進パートナーは、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により関係省庁に届け出なければならない。

- ① 推進パートナーが、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に賠償責任を伴う損害を与えた場合
- ② 推進パートナーが、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、その他の事由により、損害を被った場合

様式4 不選定通知書

令和 年 月 日

(組織・役職)

〇〇〇〇殿

内閣官房内閣審議官
林野庁長官
国土交通省住宅局長
環境省地球環境局長

2025年大阪・関西万博日本館へのCLT活用推進事業
CLT活用推進パートナー選定審査結果通知書

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業について、CLT活用推進パートナー選定審査委員会において厳正に審査した結果、不選定となりましたので、通知いたします。

不選定の理由:

今回、ご参加いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

様式 1 誓約書

令和 年 月 日

内閣官房内閣審議官 殿
林野庁長官 殿
国土交通省住宅局長 殿
環境省地球環境局長 殿

【応募者】

(申請者) 住 所 :
会社名等 :
代表者名 :
印

(共同申請者) 住 所 :
会社名等 :
代表者名 :
印

私は、「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業」の提案申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集要項（以下「要項」という。）に規定する応募者の要件を満たし、提案内容については、要項に規定する実施内容に適合しています。
2. 私は、以下に示す者ではありません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

3. 私の提案が採択された場合には、現時点で予測不能な事情が発生し、かつ解決に向けて誠実に対応した結果真にやむを得ない場合を除き、承認された事業の内容に沿って誠実に事業を実施します。

4. 私が企画提案書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

様式2 企画提案書

令和 年 月 日

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業 CLT活用推進パートナー募集に係る企画提案書

内閣官房内閣審議官 殿

林野庁長官 殿

国土交通省住宅局長 殿

環境省地球環境局長 殿

提案者 (組織名・役職) ○○
(氏名) ○○

「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集要項」に基づき、別紙の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 提案者の概要
- 2 事業概要
- 3 同種事業の経験・実績等

担当者 所属	
氏名	
電話	
メールアドレス	

1 提案者の概要

団体等の名称		設立年月日	
代表者		資本金	
職員数			
所在地	住所	〒	
	TEL		E-mail <small>(補助事業担当者のもの)</small>
主な業務内容			
本事業の 実施体制	専門的技術者の配置	資格名	
		有資格者数	
	事業担当予定者名		
	経理担当者の配置	経理担当者	
		経理規程等の有無	
直近3年間分の財務データ			
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	自己資本 (千円)
年度			
年度			
年度			

(※1) 事業担当予定者名は、事業担当予定者全てを記入するとともに、責任者を明記してください。

(※2) 事業担当予定者数が、企画提案書を提出する際に未確定の場合には、他〇名と記入してください。

2 事業概要

(1) 事業計画
<ul style="list-style-type: none">・事業実施期間全体に係る計画を記載してください。(事業の目的達成のための手法等を併せて記載)・事業計画に併せて、再利用の計画について、具体的に記述ください。
(2) 事業効果 (事業実施によって得られる効果を記載)
上記、事業計画を達成するとどの様な効果が得られるのか具体的かつ、可能な限り定量的に記述ください。

3 同種事業の経験・実績等

事業の名称	
実施年度	
応募先機関	
助成の金額	
事業の内容	
事業の成果	

以下、適宜追加してください。

様式3 質問書

令和 年 月 日

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業 CLT活用推進パートナー質問書

「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業」について、下記のとおり質問します。

民間事業者等名	
担当者 所属	
氏名	
電話	
メール	

質問事項	
質問内容	

<注意事項>

- 本質問書を、「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー募集要項」に従い、2021年4月19日までに電子メールにて送付してください。なお、件名は「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業質問書（民間事業者等名）」としてください。
- 質問事項は、どの項目に関する質問かわかるように、募集要項の項目番号、ページ等を記載してください。
- 質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。
- 質問の回答は、個別に回答いたします。なお、意見の表明と解されるものについては回答しません。